平成　28　年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（森林整備の効率化による評価）　　（区分）　国補

事業名	林道事業〔林業専用道開設事業（国費）〕	事業箇所	甲州市　塩山平沢　地内	地区名	鈴庫山1号支線（すずくら やま ごうしせん）	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、甲州市塩山平沢地内の竹森川上流の県有林内に位置し、利用区域面積99.7haのうち92%の91haがヒノキを中心とした人工林であり、そのうち37%が伐採対象となっている。

本路線を整備することにより、主伐・収穫間伐を主体とした効率的な森林施業が可能となり、適正な森林の維持整備が図られる。

②整備目標・効果

□主要目標

〇森林整備の効率化

・利用区域内の人工林における伐採対象人工林の割合　37.0%≧36.5%※

・利用区域内の人工林率　91.6%≧69.9%※

・徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率　94.9%≧70.0%※

※評価基準値

□副次効果

〇林業生産力の向上
（新たな輸送ルートの確保及び高性能林業機械の導入による低コスト化）

〇防火帯・延焼遮断帯の確保
（延焼防止に資する防火帯の新たな確保）

③目標の達成方法

森林整備対象箇所に直結する路網計画により、高性能林業機械による低コスト化及び森林整備の効率化を図る。

(2)整備内容と整備量

①整備内容	林業専用道開設　L=2,000m　W=3.5m
②整備期間	平成29年度～平成33年度
③総事業費	約160百万円（国費72百万円（45%）　県費88百万円（55%））
④全体計画	平成29年度　開設　L=400m　32百万円
	平成30年度　開設　L=400m　32百万円
	平成31年度　開設　L=400m　32百万円
	平成32年度　開設　L=400m　32百万円
	平成33年度　開設　L=400m　32百万円
⑤既整備内容・期間・事業費	なし

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
③経済妥当性	○	
④事業実施・規模の妥当性	○	
⑤整備手法の有効性	○	
⑥環境負荷への配慮	○	
⑦事業計画の熟度	○	

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）

・森林・林業基本法第6条の地方公共団体の責務に該当。

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）

・県有林内の林道であり、森林所有者として県の実施が妥当である。

③経済妥当性

費用便益費　便益（B）／費用（C）=　1.39　＞1.0

・便益（B）=　224 百万円　　・費用（C）=　161 百万円

④事業実施・規模の妥当性

・基幹となる鈴庫山線を補完する林業専用道であり、計画的な主伐・収穫間伐を実施するうえで利用区域面積、延長・幅員とも妥当である。

⑤整備手法の有効性

・本計画箇所は林齢の高い森林であるがアクセスする道路がなく、収穫や間伐等を効率的に実施するためには、現況地形や利用区域面積を踏まえると林業専用道の開設が有効である。

⑥環境負荷への配慮

・地形に沿った線形を採用し、路線用地の伐開幅は最小となるよう留意する。
・雨水等の排水処理は、短区間で行う計画とする。

⑦事業計画の熟度

・利用区域はすべて県有林であり、県有林管理計画に基づく事業計画である。
・地域森林計画にも記載された、計画的な事業である。

＜妥当性評価＞

・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断する。

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク:　a　副次効果ランク:　1　優先度評価:　ＳＩ

(5)総合評価

(5)総合評価	○	

・(3)及び(4)の結果から実施。

【事業位置図等】

省　略